

令和3年第10回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和3年9月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第10回農業委員会を招集した。

※コロナウイルスの影響により、審議案件に関係する委員のみの出席とする対応とした。

※審議案件に該当しない委員は出席を控えていただいた。(下記に「★」で記載)

※代表推進委員の出席も控えていただいた。(下記に「★」で記載)

2. 出席委員

【農業委員12名】

1番 徳田 純子 (★)	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ (★)
4番 末石 誠 (★)	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二 (★)	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦 (★)	12番 田中 睦美 (★)
13番 中嶋 文和 (★)	14番 坂田 稔	15番 永井 健一 (欠席)
16番 畑 和徳 (★)	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員】

26番 井手 峯勝 (★)	29番 水城 正則 (★)	31番 満生 直樹 (★)
37番 上野 智実 (★)	24番 櫻木 朝喜	

(※26番・29番・31番・37番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 7号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 8号 非農地判断について
- ・議案第 9号 空き家に付属した農地の指定について

4. 本会議の議長

朝倉市農業委員会会長

樋口 博 幸

5. 本会議の書記

朝倉市農業委員会事務局

松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 松田勝久
係長 松尾康年
事務吏員 水落ひかる
事務吏員 川波貴敬
事務吏員 岩切範宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 柴山利夫

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和3年第10回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前
にご連絡いたします。本日は15番永井委員より欠席の届出が 있습니다。よろしくお願
いいたします。本日の出席委員数は農業委員10名、農地利用最適化推進委員1名でありま
す。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
なお、新型コロナウイルスの影響により議案に係る委員のみの出席としています。また、
代表推進委員の出席も控えていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。議事録署
名人に5番武井委員、8番吉松委員を指名いたします。よろしくお願いたします。それでは、
1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知につい
て」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。

3ページまで13件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から13番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

4ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求
めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。2件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、報告番号1番について担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。

17番挙手

議 長 17番手嶋委員

17番 (手嶋委員) 報告番号1番について説明いたします。届出人の住所・氏名、届出物件につい
ては議案書記載のとおりです。当該地は大型機械が使用できるようにし野菜畑として利用で
きるように、地上げを行うものです。なお、土砂100m³を使用し60cmの地上げを行う
ものです。用排水計画は、地下浸透及び自然流下、作付予定は野菜類です。以上、報告いた
します。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
報告番号1番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
なければ、以上で報告番号1番を終わります。
次に、報告番号2番について担当委員の説明を求めます。2番森部委員。
2番挙手
- 議 長 2番森部委員
2番 （森部委員）報告番号2番について、説明いたします。届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。当該地は、隣接道路より低く、雨水が溜まり耕作できないため、地上げを行うものです。なお、土砂300m³を使用し、60cmの地上げを行うものです。排水については地下浸透と自然流下です。作付予定はキャベツです。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
報告番号2番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
なければ、以上で報告番号2番を終わります。
- 議 長 5ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局 （水落）議案朗読をもって説明
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課挙手
- 議 長 農業振興課
農業振興課（柴山）詳細について説明。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 農業振興課の説明は終わりました。
本件について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
8ページをお開きください。次に、議案第2号「農用地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局 （岩切）議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の4番末石委員、31番満生委員を指名いたします。
次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局 （岩切）審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の18番林

委員、20番井手委員を指名いたします。

次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

(岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の10番長野委員、36番重光委員を指名いたします。

審議番号1番から3番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番から3番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手

賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

9ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局

(水落) 議案朗読をもって説明。10ページまで4件ございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長

審議番号1番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

議長

議長を交代しました。

議長

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。

19番挙手

議長

19番樋口委員

19番

(樋口委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は空き家に付属した農地取得ですので、9月2日に面談を行いましたところ、空き家のリフォームを1年程度かけて行い、その後に移住する計画だそうです。農地の管理は出張して行くことを確認しています。譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議長

議長を交代しました。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。

8番挙手

議長

8番吉松委員

- 8番 (吉松委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は相手方の要望です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。
10番挙手
- 議長 10番長野委員
10番 (長野委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は高齢のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。
18番挙手
- 議長 18番林委員
18番 (林委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人、譲渡人は親から子への贈与です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
- ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
15時00分まで休憩します。
14時21分休憩
15時00分再開
- 議長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。
11ページをお開きください。次に、議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
- 事務局挙手
議長 事務局

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。
審議番号1番について説明します。変更前、変更後の申請人及び申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は変更前は貸店舗でしたが、変更後は特定建築条件付売買予定地11区画の整備、変更の理由は貸店舗として使用する予定であったが、周辺が住宅地であり借り手が見つからなかったため、住宅地として整備するものです。なお、前回の農地法5条許可は令和2年6月25日となっています。参考事項といたしまして、変更前は貸店舗1棟71.20㎡、変更後は分譲地11区画となっています。
ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
12ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議長 事務局
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。
議長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。
14番挙手

議長 14番坂田委員
14番 (坂田委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は自己用露天駐車場及び貸露天駐車場整備、転用の理由は自宅周辺が雨により水没するため、自己用駐車場と併せて貸駐車場を整備し賃料収入を得るもの。なお、駐車場台数は12台、借受予定者は3名9台です。農地法の運用は鉄道の駅(西鉄上浦駅)から300m以内の農地、農地の区分は第3種農地に該当します。
ご審議方よろしくお願いたします。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
13ページをお開きください。次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議長 事務局
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。8件ございます。
ご審議方よろしくお願いたします。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。
14番挙手

議長 14番坂田委員
14番 (坂田委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は作業所・ストックヤードの整備、理由は、

申請地は甘木インターチェンジに近く、本社及び店舗が存在するすべての地区からのアクセスがよく、また、関西地方で生産された車両の陸揚地である大分港及び九州中津工場からの搬入も容易であることから施設整備を行うものです。参考事項といたしまして、作業棟1棟1,834.52㎡、駐車舞台数1,546台です。農地法の運用は甘木インターチェンジから300m以内の農地及び10ha以上の一団の農地、一体開発、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は地下調整池に貯留し既設水路へ放流、生活排水は下水道計画区域外のため合併浄化槽で処理する計画でしたが、地元からの要望によりまして、市へ下水道接続の要請をしてあるそうです。なお、水利関係は区会長及び水利委員の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議 長

14番坂田委員

14番

(坂田委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在、実家住まいのため、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟88.97㎡です。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は自然流下・地下浸透、生活排水は下水道接続。水利関係は区会長の同意を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長

9番窪山委員

9番

(窪山委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は貸露天資材置場の整備、理由は、役員を務める会社の事業拡張のため露天資材置場を整備し、自身が役員を務める株式会社〇〇〇〇に貸すもの。参考事項といたしまして、第一種住居地域です。農地法の運用は用途地域が定められている農地、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。水利関係は区会長の同意を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議長 9番窪山委員

9番 (窪山委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は宅地分譲7区画の整備、理由は、申請地周辺は就学施設等も近く需要が見込まれることから宅地分譲を行うもの。参考事項といたしまして、第一種低層住居専用地域です。農地法の運用は用途地域が定められている農地、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流、生活排水は下水道接続です。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員

9番挙手

議長 9番窪山委員

9番 (窪山委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在、妻の実家暮らしのため自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟66.66㎡。農地法の運用は宅地化が見込まれる区域内の農地、農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続です。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議長 9番窪山委員

9番 (窪山委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は特定建築条件付き売買予定地11区画の整備です。理由は、申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため、住宅地として整備するもの。参考事項といたしまして、分譲地11区画。農地法の運用は宅地化が見込まれる区域内の農地、農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続です。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。

6番挙手

議長
6番

6番小島委員

(小島委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在、実家暮らしで手狭になったため自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟89.43㎡、一体開発する雑種地33㎡。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流、生活排水は合併浄化槽で処理し既設水路へ放流。水利関係は区会長及び水利委員の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願います。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。24番櫻木委員。

24番挙手

議長
24番

24番櫻木委員

(櫻木委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在借家住まいのため、父の土地を借りて自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟127.52㎡。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、農地の区分は第1種農地に該当します。生活排水は下水道接続、雨水排水は既設水路へ放流することで、地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願います。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。

16ページをお開きください。

次に、議案第7号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局

(岩切) 審議番号1番から3番については、推進機構からの買入れです。審議番号4番から5番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から5番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしく願います。

議長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番から5番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番から5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、議案第7号は承認とし市長へ通知いたします。
18ページをお開きください。次に、議案第8号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。3件ございます。
ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。
5番挙手
議 長 5番武井委員
5番 (武井委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。登記地目は畑、現況地目は山林です。農地の状況は農用地区域外、第2種農地。なお、区会長の証明も得ています。ご審議方よろしくお願ひいたします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。
議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。
5番挙手
議 長 5番武井委員
5番 (武井委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。登記地目は畑、現況地目は山林です。農地の状況は農用地区域外、第2種農地。なお、区会長の証明も得ています。ご審議方よろしくお願ひいたします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。
議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。
5番挙手
議 長 5番武井委員
5番 (武井委員) 審議番号3番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。登記地目は畑、現況地目は山林です。農地の状況は農用地区域外、第2種農地。なお、区会長の証明も得ています。ご審議方よろしくお願ひいたします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。
議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
19ページをお開きください。次に、議案第9号「空き家に付属した農地の指定について」

を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局

(水落) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。

審議番号1番について説明します。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。現地の状況は写真とビデオでご覧いただいたとおりです。居宅と農地は600m程の距離がございます。面積が合計で952㎡と広いことと、空き家から少し距離があるため、農業経験のない「空き家取得者」が耕作するには難しいと思われませんが、空き家のみ売却され、農地が残った場合、今後耕作される見込みがなく、遊休地化がさらに進むことも予想されます。担当地区委員の畑委員にお尋ねしたところ、この土地は荒れており、農地のみで取得希望者を捜しても見つからないだろうとのご意見をいただいています。指定を受けた場合は、3条による取得申請として、面談等行いまして、農業をできるか、できないかの判断をすることになります。以上を踏まえまして、指定・不指定についてご審議方よろしくをお願いします。

議長

事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

24番挙手

議長

24番櫻木委員

24番

(櫻木委員) 空き家と農地が離れていますが、距離等の規定はありますか。

事務局挙手

議長

事務局

事務局

(水落) 特に規定等はありませんが、通作ができる範囲、農地法3条と同じ基準とすると距離がありすぎますので、歩いて行ける範囲、車で5分から10分の範囲と考えています。

議長

24番櫻木委員よろしいですか。

24番挙手

議長

24番櫻木委員

24番

(櫻木委員) わかりました。

6番挙手

議長

6番小島委員

6番

(小島委員) この場合、農地を取得するにあたり、農地所有の下限要件はどうなりますか。

事務局挙手

議長

事務局

事務局

(水落) 空き家に付属した農地の取得は、特例で1a、100㎡から可能です。

議長

6番小島委員よろしいですか。

6番挙手

議長

6番小島委員

6番

(小島委員) わかりました。

議長

特例で農地取得ができるということですが、この案件は面積が1反弱ありますが、取得者が本当に耕作できるのか不安がありますが、農業経験がない場合は新規就農の面談を行うことになるということですね。面積要件については上限を設ける必要はないのでしょうか。

事務局挙手

議長

事務局

事務局

(水落) 空き家に付属した農地の取得者面談を行いますが、内容的には新規就農面談の面談と同じような内容となります。それから面積要件については1反程度までなら問題はないと事務局では判断していますが、それも含めてこの委員会で判断をお願いします。

議長

わかりました。

事務局挙手

議長

事務局

- 事務局 (岩切) 空き家に付属した農地の取得というのは、空き家を売りたいが、農地をわずかに所有しているため、それも含めて全部買ってもらわないと売れないため、空き家のみ売れば、農地が荒廃するのは明白なので、空き家と一緒に売れば農地の荒廃化を防止する意味で非農家の方も、小面積の農地を取得することが可能な制度だということをご理解いただきたい。
- 議長 わかりました。
14番挙手
- 議長 14番坂田委員
14番 (坂田委員) 申請人が所有する農地はこれだけでしょうか
事務局挙手
- 議長 事務局
事務局 (水落) これだけです。
- 議長 14番坂田委員よろしいですか
14番挙手
- 議長 14番坂田委員
14番 (坂田委員) わかりました。
事務局挙手
- 議長 事務局
事務局 (松尾) 逆に考えますと、「空き家は買いたいけど農地はいらない」とう方もおられますが、今回の件は、農地が付属していることを充分理解していただける方を対象としています。
24番挙手
- 議長 24番櫻木委員
24番 (櫻木委員) 荒れた農地であれば、取得希望者はいないと思いますので、移住者等を増やすためには、そういう農地を市で事前に整備する等の方法も必要ではないでしょうか。
10番挙手
- 議長 10番長野委員
10番 (長野委員) 公簿地目と現況地目が田となっていますが、畑へ地目変更が必要なのではないのでしょうか。
事務局挙手
- 議長 事務局
事務局 (水落) 地目変更は現地に野菜等を植えて、法務局で地目変更登記をすれば現況地目・課税地目も畑になります。
- 議長 10番長野委員よろしいですか
10番挙手
- 議長 10番長野委員
10番 (長野委員) わかりました。
- 議長 他に、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号1番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認とします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:49)